

尾張都市計画区域の

整備、開発及び保全の方針 (尾張都市計画区域マスタープラン)

【概要版】

はじめに

尾張都市計画区域とは

位置図



対象範囲

○下記市町の行政区域全域
一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町

1

基本的事項

- 都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けた大きな道筋を明らかにするものです。
- 基準年次を平成22年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めます。(ただし、市街化区域の規模などは、概ね10年後を想定。)

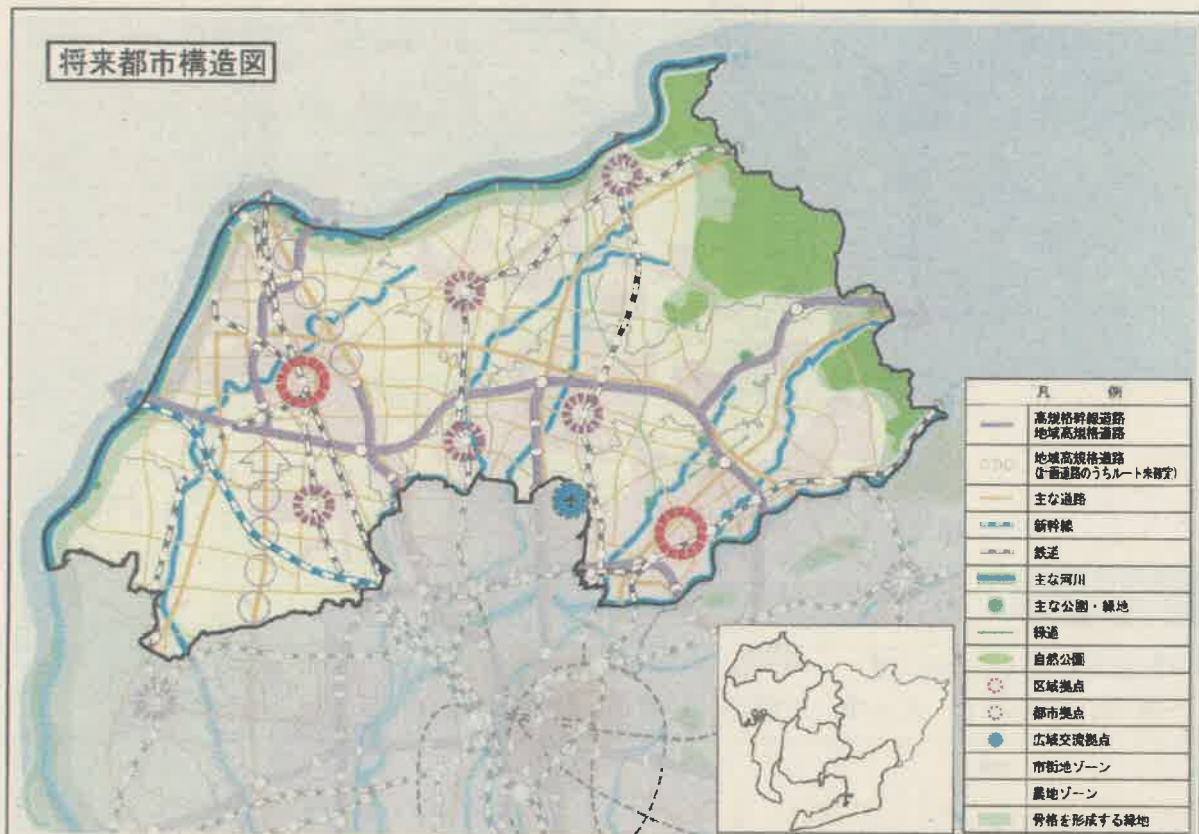
2

都市計画の目標

1. 都市づくりの基本理念

豊かな水と緑の中で、広域交通体系をいかして
産業が力強く発展する都市づくり

国営木曽三川公園などの大規模な公園や市街地を流れる河川、東部の丘陵地や市街地周辺の農地などの豊かな水と緑により自然的な環境のつながりを確保します。また、東名・名神高速道路をはじめとする広域交通体系による利便性をいかし、工作機械産業などのモノづくり産業や航空宇宙産業などの次代を担う産業の集積を高めて都市活動と自然環境が調和した安心・安全で持続可能な都市づくりを進めます。



2. 都市づくりの目標

<p>人口動向等を踏まえた 住居系市街地の 形成に向けた目標</p>	<p>○主要な鉄道駅を中心にさまざまな都市機能を集積し、まちなか居住を促進します。</p> <p>○少子化と高齢化が進む高蔵寺ニュータウンや桃花台ニュータウンなどの大規模住宅団地については、日常生活の利便性を高めながら、多様な世代の交流とふれあいが生まれる住宅地の形成をめざします。</p>
<p>都市機能の立地・ 誘導に向けた目標</p>	<p>○一宮駅周辺と春日井市の鳥居松周辺地区を区域拠点に位置づけ、住民や企業が広く利用できる広域的な都市機能の集積をめざします。</p> <p>○犬山駅、江南駅、小牧駅、国府宮駅および岩倉駅の周辺を、都市活動を支える都市拠点に位置づけ、地域住民が利用できる都市機能の集積をめざします。</p>
<p>広域交通体系および 公共交通網構築に に向けた目標</p>	<p>○多様な産業の連携と次代を担う産業を創出するため、広域交通体系や、それらを補完する幹線道路網の構築をめざします。</p> <p>○区域拠点や都市拠点の連携を強化する道路など、主要な幹線道路網の充実をめざします。</p> <p>○公共交通網を軸に自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、公共交通網の維持・強化をめざします。</p>
<p>産業動向等を踏まえた 工業系市街地の 形成に向けた目標</p>	<p>○研究開発機能や航空宇宙産業などの成長性が高い産業分野の集積を図り、次代を担う工業系市街地の形成をめざします。</p> <p>○地域活力を生み出す新たな産業の誘導や既存の工業機能の強化が可能となるように、物流の効率化が図られる地域、既に工場が集積している工業地の周辺に、新たな工業系市街地の形成をめざします。</p>
<p>環境負荷が小さく、 防災性が高い都市の 構築に向けた目標</p>	<p>○木曾川、庄内川、五条川、内津川、日光川などの河川や木曾川沿いの大規模な公園、緑地、市街地周辺に広がる農地などを活用した自然的環境インフラネットワークを形成して、緑豊かで快適な都市をめざします。</p> <p>○パークアンドライドの取り組みの促進などにより、公共交通の利用を高め、環境負荷の低減が図られた都市をめざします。</p> <p>○地震、水害、土砂災害などに強い都市をめざします。</p>



3

区域区分の決定の有無および方針

1. 区域区分の有無

- 本区域は、中部圏開発整備法に規定された都市整備区域を含むため、都市計画法の規定により区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）を定めます。

2. 目標年次に配置されるべき人口および産業の規模

- 本区域と名古屋および知多都市計画区域で構成する尾張広域都市計画圏における、将来の概ねの人口および産業の規模を、次のとおり想定します。

【人口（尾張広域都市計画圏）】

単位：千人

	平成 17 年 (国勢調査)	平成 32 年 (目標年次)
都市計画区域内	4,962	約 5,113
市街化区域内	4,216	約 4,366

【産業（尾張広域都市計画圏）】

単位：兆円

	平成 17 年	平成 32 年 (目標年次)
製造品出荷額等	約 14.5	約 18
小売業商品販売額	約 5.9*	約 5.7

※ 小売業商品販売額は平成 19 年

【尾張広域都市計画圏】



4

主要な都市計画の決定等の方針

1. 土地利用

- 住宅地については、公共交通が利用しやすい鉄道駅やバス停の徒歩圏、市役所や町役場などの徒歩圏を中心に配置します。
- 高蔵寺ニュータウンや桃花台ニュータウンなどでは、関係機関による協議会の設置や住み替え支援などを含めた居住環境の維持・向上について方策を検討します。
- 商業地については、中心市街地や拠点性を有する主要な鉄道駅などを中心に、多様な都市機能の集積を高めて商業機能の充実を図ります。
- 工業地については、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道などのインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域や既に工場が集積している工業地の周辺に配置します。
- 今後、計画的な市街地整備を行う地区は、整備の見通しが明らかになった段階で、住居系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した人口の範囲内で、また工業系市街地については、尾張広域都市計画圏で想定した産業規模の範囲内で、随時、市街化区域に編入します。
- 災害の恐れがある区域、優良な集団農用地など保全する必要がある区域については市街化を抑制します。